

計量法関係手数料令の一部を改正する政令案に対する御意見及び御意見に対する考え方 別紙

	頂いた御意見の概要	御意見に対する考え方
1	<p>1. 今回の手数料が指定検定機関の検定手数料を認可する際の上限や下限になるのか。</p> <p>2. 使用者は、検定の手数料以外にどのような費用を負担するのか。非自動はかりの場合、検査員の人件費は検定手数料に含まれているが、自動はかりも同じか。</p>	<p>御意見ではなく御質問とのことで御提出をいただきましたが、以下の通りお答えいたします。</p> <p>1. 今回の手数料令の金額が、指定検定機関の検定手数料の上限や下限となるものではありません。</p> <p>2. 検定手数料以外に必要となる費用は、例えば自動捕捉式はかりの設置場所で検定を実施する場合の旅費及び検査器具の運搬費等が考えられます。なお、検査員の人件費は検定手数料に含まれています。</p>
2	<p>1. 自動捕捉式はかりの検定手数料が、非常に高い。何を根拠にこの価格が算出されたのか、算出根拠が知りたい。</p> <p>2. 自動捕捉式はかりは、新たに使用するものと、既に使用しているものとで検定要件が異なると聞いているが、検定手数料は同じか。</p> <p>3. そもそも、計量制度改正の目的（自動捕捉式はかりを特定計量器に追加）が理解できない。</p>	<p>1. 法第158条の規定に基づき、検定の所要時間や使用設備等の実費を勘案して算出しています。</p> <p>2. 産総研が実施する検定の手数料については、新たに使用する自動捕捉式はかり（型式承認表示が付されたもの）と既に使用している自動捕捉式はかりとで同額としています。</p> <p>3. 今回の意見募集の対象ではありませんが、自動はかりの特定計量器への追加については、国際的な動向や国内の社会的環境変化等を踏まえ、平成28年11月の計量行政審議会にておいて答申がなされたものであり、平成29年4月から5月にかけてパブリックコメントを行った上で実施したものです。</p>

※基本的にはいただいた御意見をそのまま掲載していますが、提出者が特定できうる表現等は当省にて修正の上、掲載しています。